福島第一原子力発電所 多核種除去設備等処理水希釈放出設備の環境整備(海上)について

< 参 考 資 料 > 2 0 2 2 年 4 月 2 2 日東京電力ホールディング、ス株式会社福島第一廃炉推進カンパニー

- 多核種除去設備等処理水(以下、ALPS処理水)の希釈放出設備のうち、放水設備については、詳細検討や工事の安全確保に向け、地質データの把握に必要な海域での「磁気探査調査」および「地質調査」を2021年11月下旬から実施し、同年12月末に完了しました。
- 地質調査では、放水トンネル構築を予定している港外3地点で、地質サンプル採取や地盤の 硬さを測る試験を実施し、その結果と既往の地質調査結果をふまえ、放水トンネル等は全て の区間で岩盤内に設置可能と判断しました。また、地質調査の結果から、地質条件として、 放水トンネルの設計と施工検討に必要な基礎データを確認しました。

<2月24日までにお知らせ済み>

- ➤ ALPS処理水に係る実施計画に関する審査会合(第12回)で原子力規制委員会にご説明した、発電所沖合約 1kmの海域^{※1}における環境整備(灯浮標^{※2}等の設置、海底面の掘削、捨石での被覆等)については、4月25日以降に実施してまいります。
- ▶ 当該環境整備は、実施計画の変更を伴う設備構築には該当しません。気象・海象の状況等を見ながら、安全を最優先に進めてまいります。
 - ※1 放水口部の予定地点周辺(日常的に漁業が行われていない区域内)
 - ※2 海上での作業区域を設定し、公衆船舶の航行安全を目的に設置する 航路標識(照明機能を備えたブイ)
 - ※3 なお、放水トンネルの掘削については実施計画の認可後を予定していますが、放水トンネルの設置工事に使用する予定のシールドマシンについては、4月24日以降に発電所へ海上輸送し、構内で保管する計画です。

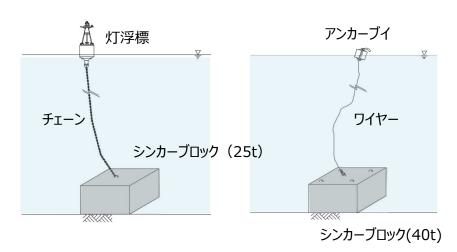


日常的に漁業が行われていないエリア東西1.5km 南北3.5km

1. 海上の環境整備 概要

①灯浮標・シンカーブロック設置

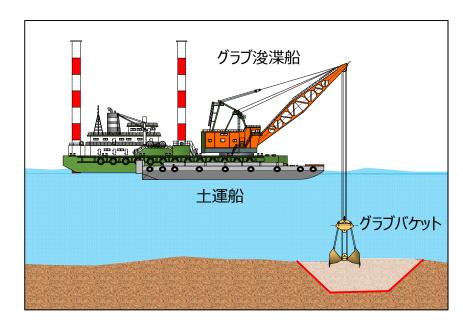
- 海上の作業区域を設定するため、灯浮標4基と灯浮標係留用のシンカーブロック4基(25t)を起重機船にて設置します。
- 作業船を係留するためのシンカーブ ロックを起重機船にて港湾外に4基 (110t)、港湾内に3基(25t、40t) 設置します。



<u>灯浮標設置(イメージ図)</u> 船舶係留用シンカーブロック 設置(イメージ図)

②海底面掘削·捨石被覆

- 放水口ケーソン設置のため、グラブ浚渫船 で海底面を掘削します。
- 掘削した海底土は、発電所港湾内の物揚場まで土運船にて運搬し、揚土後、構内の 十捨場に運搬します。
- 掘削後の海底面を被覆するため、起重機船 で捨石を海底面に投入し、表面をならしま す。



グラブ浚渫船による海上掘削(イメージ図)

2. 整備期間中の海水モニタリング計画と掘削土砂の分析および濁り対策

く実施概要>

- 整備期間中、周辺の海水サンプリングと、掘削した土砂の一部のサンプリングを実施します。
- 潮の動きを注視し、目視で濁りを監視しながら施工します。特に、整備初期は、作業を ゆっくりと行い、濁りの抑制状況をみながら、施工速度を調整します。

<具体的実施内容>

- 整備期間中、毎日、整備周辺箇所での海水サンプリングおよび作業区域境界(4か所) での濁りの確認(濁度計使用)を実施します。
- 掘削で回収した土砂の一部について分析(セシウム)します。(整備初期、中期、完了時の計3回実施)

〈異常時の対応〉

- 整備に伴い、海水中のセシウム濃度に有意な上昇が確認された場合や、海水の濁りが顕著な場合は、整備を一時的に中断します。
- モニタリングを継続し、海水中のセシウム濃度や濁りが問題ない状況になったことを確認し、整備を再開します。
- 土砂の分析 (セシウム) で、有意な値が確認された場合、掘削土砂については、構内コンテナで適切に管理します。
- 濁りの拡散状況に応じて、拡散を抑制するオイルフェンス(またはシルトフェンス)を 設置するとともに、沈降剤等の使用も検討します。